

高石市 男女共同参画計画



2007年(平成19年)3月
高石市

～男女共同参画社会の実現をめざして～

本市では、1995年（平成7年）3月に、おんなとおとこで築く共同参画社会をめざして、「たかいし女性アクション・プラン」を策定し、さまざまな取組を行ってまいりました。

この間、法律や制度の整備が進められ、1999年（平成11年）6月には、国において「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な枠組みや方針が定められました。地方自治体に対しても、地域の特性に応じた施策の実施が求められております。

女性を取り巻く社会環境は大きく変化し、女性のさまざまな分野への社会参加が進みました。しかしながら、いまだに社会制度や慣習、しきたりなどには性別に基づくさまざまな差別や不合理な取扱いが根強く存在しております。

男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれない真の男女共同参画社会の実現には、解決すべき課題が多く残されております。

このような状況のなか、本市においても、男女共同参画社会の実現に向け、このたび、「高石市男女共同参画計画」を策定いたしました。今後は、本計画に基づき男女共同参画施策を総合的に推進して参りたいと存じます。

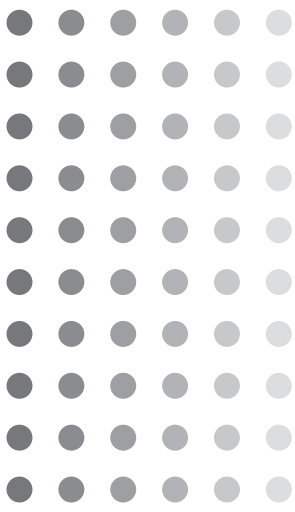
最後に、計画策定にあたり、「高石市男女共同参画懇話会」委員の皆様をはじめ、パブリックコメントをいただいた皆様、意識調査にご協力いただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

2007年（平成19年）3月

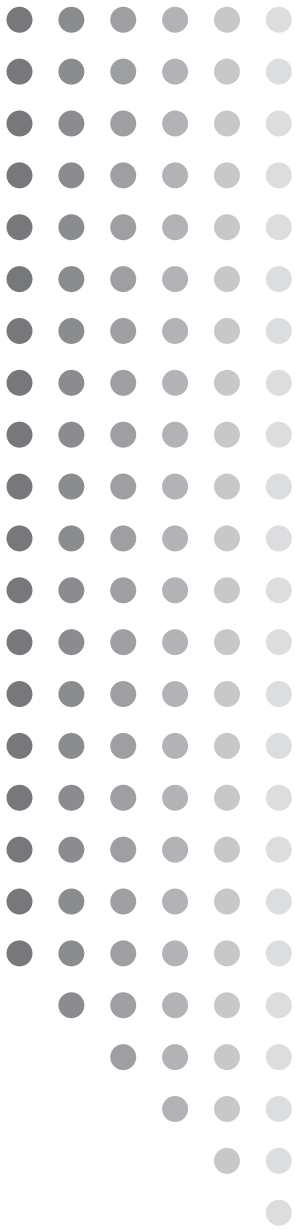
高石市長 阪口伸六

目次

第1章	計画の構想	1
1.	計画の基本的な考え方	2
(1)	計画の基本理念	2
(2)	計画の基本的視点	3
(3)	計画の位置づけ	4
(4)	計画の期間	4
(5)	計画の推進	5
2.	計画策定の背景	6
(1)	世界・国・大阪府の動き	6
(2)	高石市のこれまでの取組	9
(3)	男女を取り巻く社会の状況	10
第2章	計画の内容	15
	計画の体系	16
	重点目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の実現	18
	重点目標Ⅱ 女性の人権の尊重	26
	重点目標Ⅲ 多様な生活を支える環境づくり	32
	重点目標Ⅳ 男女平等を実現する教育・学習の充実	39
	資料	45
1.	男女共同参画社会基本法	46
2.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	49
3.	高石市男女共同参画推進本部設置要綱	54
4.	高石市男女共同参画懇話会設置要綱	56
5.	高石市男女共同参画懇話会委員名簿	57
6.	高石市男女共同参画計画策定経過	58
7.	用語解説索引	59
8.	男女共同参画にかかわる年表	60



第 1 章 計画の構想



1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

市の施策は、地域における市民生活に対して密接なかかわりをもつことから、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を最大限尊重しつつ、男女共同参画の視点に立って、21世紀における豊かで活力ある地域社会の創造をめざすことが重要となっています。

本計画では、市民一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、基本理念を以下の通り定めます。



人権尊重と男女共同参画社会の実現

(2) 計画の基本的視点

① 多様な生き方を可能にする社会の実現

こころの豊かさが求められる社会では、価値観の多様化に伴い生き方の選択肢が広がっています。性別、年齢等にかかわらず、誰もが自分なりの価値観に基づいて自由に生き方を選択でき、どのような生き方を選択したとしても不利益をこうむらない社会が、人間一人ひとりを大切にす社会であるといえます。そのことを可能にする社会システムの構築と多様な生き方を認める社会意識の醸成を図ります。

② 女性のエンパワーメント

性別に基づく固定的な見方や役割分担意識などにより、女性が本来持っている力を十分に発揮できていない場合があります。社会における男女の不平等をなくし、男女共同参画を進めるためには、制度や仕組みを見直すだけでなく、女性が社会・経済・政治などのあらゆる分野で、自己決定力、方針決定力などを身につけ行動し、周囲に働きかけることも重要となります。女性自身に内在する力を引き出して、さまざまな面で能力を発揮できるようにする、女性のエンパワーメントを支援する視点で取り組みます。

③ 市民等と行政の協働による豊かな地域社会の創造

社会におけるさまざまな課題を解決するためには、行政、市民、事業所、地域団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、互いに協力し合って、取組を進めていくことが必要です。男女共同参画にかかわる事柄は、生活のあらゆる分野にわたるため、社会を構成する組織や個人の協働は欠かせません。市民等との協働を通じて、的確で実効的な取組が広がることをめざします。

エンパワーメント

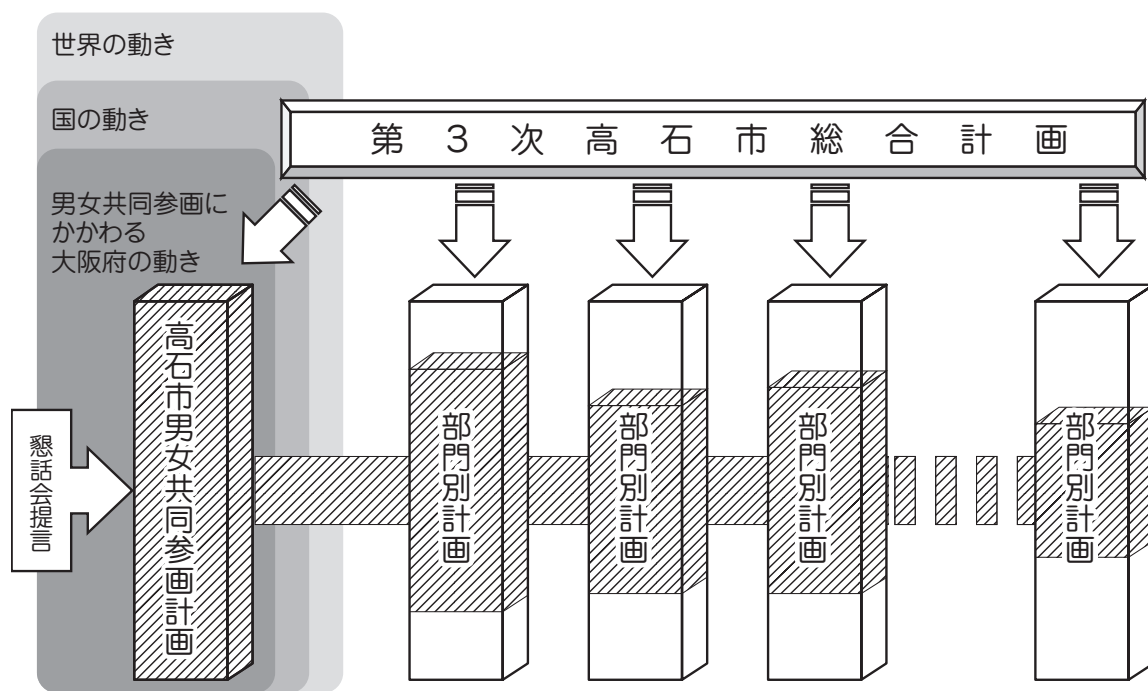
人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といったpower（力）を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあたり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられpower（力）を奪われてしまう。自分の中にあるpower（力）に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けて市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」を勘案し、「高石市男女共同参画懇話会」に意見を求めるとともに、「高石市男女平等に関する意識調査」を実施するなど、広く市民からの意見・提言を聴き、その反映に努めました。

さらに、「小さな輝きが広がる和みのまち」を基本理念に掲げる「第3次高石市総合計画」及び関連する部門別計画との整合を図って策定しました。本計画は、下図のように、関連する部門別計画について男女共同参画の視点で横断的にとらえるという位置づけをもちます。



(4) 計画の期間

計画の期間は、2007年度（平成19年度）から2016年度（平成28年度）の10カ年とします。計画期間中においても、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の推進

① 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けての施策はさまざまな分野に及ぶため、本市が行うあらゆる施策の影響が、どちらか一方の性に対して、結果として不利益につながっていないかを見直す視点が必要となります。その上で、男女間のアンバランスな状態を是正し、実質的な男女平等に結びつけることが重要です。庁内において男女共同参画にかかわる施策が実効的に実施されるよう、庁内推進組織である「高石市男女共同参画推進本部」の組織体制を充実・強化します。

今後、男女共同参画にかかわる事業を円滑に運営するとともに、市の策定するあらゆる計画においても男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、「高石市男女共同参画推進本部会議・幹事会・研究会」の開催や研修を通じて、庁内における認識の共有化を図ります。

② 計画の進行管理

庁内関係各課が実施する施策について毎年調査を行い、進捗状況を把握し、優先度の高いものについては重点施策として取り組むなど計画の着実な遂行に努めます。計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についてもできる限り捕捉し、進捗状況の把握、進行管理の対象とします。

計画の適切な進行管理には、施策の実効性に対する検証・評価が必要となるため、施策の立案、検証・評価の基礎資料となる各種統計・調査については、可能な限り男女別に実態把握を行います。また、男女共同参画にかかる指標の設定等を検討し、具体的な進捗状況の把握に努めるとともに、「高石市男女共同参画懇話会」を定期的で開催し、計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。

③ 男女共同参画施策推進拠点の整備

男女共同参画にかかわる市民の活動を支援し、女性のエンパワーメントや問題解決につながる拠点施設の整備を行います。市民との協働による学習、交流、相談、情報の収集・発信、研修等、事業の充実を図ります。

2 計画策定の背景

(1) 世界・国・大阪府の動き

① 世界の動き

国連では、1975年（昭和50年）を国際婦人年とし、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加、国際平和と協力への婦人の貢献を目標に世界的な取組が開始されました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」では、目標達成のために「世界行動計画」が採択されました。さらに1976年（昭和51年）から始まる「国連婦人の十年」の目標が平等・発展・平和と定められました。

1979年（昭和54年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択されました。

1980年（昭和55年）、コペンハーゲン（デンマーク）において「国連婦人の十年」の「中間年世界会議」が開催され、同会議の会期中に「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、1981年（昭和56年）に、同条約は発効しました。

また、国際労働機関（ILO）では1981年（昭和56年）、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（第156号）が採択されました。

「国連婦人の十年」の最終年1985年（昭和60年）に、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催されました。同会議では、西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

1993年（平成5年）、国連世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、「ウィーン宣言及び行動計画」で、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示されました。また、同年の第48回国連総会では、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

「第4回世界女性会議」は、1995年（平成7年）到北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。これにより各国政府は、1996年（平成8年）末までに自国の行動計画を策定し終えることを求められました。

2000年（平成12年）には、国連特別総会として「女性2000年会議」が開催され、北京「行動綱領」採択後の実施状況の検討と評価、真に男女平等な社会を実現するための更なる行動などが討議され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年（平成17年）に開催された「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

2) 国の動き

我が国では、1975年（昭和50年）、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにするため、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定されました。

国籍法の改正（父系優先血統主義から父母両系主義への改正）、男女雇用機会均等法の制定、労働基準法の改正、家庭科の男女共修等の国内整備を経て、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」が批准されました。

「ナイロビ将来戦略」を受けて、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。さらに、1991年（平成3年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」が決定されました。この第一次改定では、21世紀の社会が、男女のあらゆる分野へ平等に共同して参画することが不可欠であるという認識の下に、「共同参加」から「共同参画」へ改められました。

1994年（平成6年）に、総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会が設置され、1996年（平成8年）には、男女共同参画審議会から提出された「男女共同参画ビジョン —— 21世紀の新たな価値の創造 ——」を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念を定め、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的とする「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

2000年（平成12年）に、「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての計画として「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、2001年（平成13年）1月から再編された12省庁に対して横断的な企画・調整機能を担う機関である内閣府に、男女共同参画会議と男女共同参画局が置かれ、男女共同参画社会の実現は、21世紀における我が国の最重要課題として位置づけられました。

男女共同参画会議においては、2001年（平成13年）から2004年（平成16年）にかけて「仕事と子育ての両立支援策の方針」、「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」、「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告等が行われました。

2005年（平成17年）には、男女共同参画会議が答申した「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方 —— 男女がともに輝く社会へ ——」を踏まえて、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

③ 大阪府の動き

大阪府では、国の動きを受けて1981年（昭和56年）に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定され、その後、「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画～21世紀をめざす大阪府女性プラン」（昭和61年）、「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」（平成3年）、「新 女と男のジャンプ・プラン」（平成9年）と男女共同参画にかかわる計画が策定されました。

1998年（平成10年）には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14年に「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、併せて民間団体との幅広いネットワークづくりに向けた「大阪府男女協働推進連絡会議」（平成13年に「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改称）も設置されています。

2001年（平成13年）には、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、2002年（平成14年）には、「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」の中間年を迎え、2006年（平成18年）3月に、計画の実効性を一層高めるための改訂が行われました。

(2) 高石市のこれまでの取組

本市では、1993年（平成5年）に、女性施策の総合的な推進と女性行動計画の策定を目的とした「高石市女性行動計画検討委員会」を設置し、女性施策推進の基礎資料を得るために「高石市男女平等に関する市民意識調査」を実施しました。

1994年（平成6年）には、女性問題に関する現状と課題及び本市の施策のあり方について広く意見を求めるために、「高石市女性問題懇話会」を設置しました。

「高石市女性問題懇話会」の意見に基づき、1995年（平成7年）に「たかいし女性アクション・プラン」を策定し、女性施策の全庁的かつ総合的な推進を図り、主な成果として、以下が挙げられます。

- ◎ 男女共同参画社会をめざした講演会の開催（平成8年～）
- ◎ 市民グループと協働した講座の企画・運営の実施（平成11年～）
- ◎ 女性相談事業の実施（平成17年7月～）
- ◎ 女性問題情報誌「たかいし あいむ」の発行（平成8年～15年）
- ◎ 審議会等委員の女性の登用率の向上（平成18年4月現在で20.9%）

「男女共同参画社会基本法」の制定をはじめとする社会経済情勢の変化に対応すべく、本計画策定及び男女共同参画施策推進のための基礎資料を得るため、2005年（平成17年）に、市民に対して「高石市男女平等に関する意識調査」を実施しました。

2006年（平成18年）5月には、「高石市男女共同参画推進本部」及び「高石市男女共同参画懇話会」を設置し、本計画の内容について、議論を行いました。

さらに、パブリックコメント（市民意見の公募）により、本計画素案に対して、広く市民から意見を聴く機会を設けたうえで、本計画を策定しました。

(3) 男女を取り巻く社会の状況

① 少子・高齢化の進展

我が国では、世界に類をみない速さで高齢化が進行しており、2005年（平成17年）の高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は20.2%と、5人に1人が高齢者という社会になっています。今後、高齢化はさらに進み、2015年（平成27年）には4人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。

また、未婚化・晩婚化の進行、子育てに対する負担感の増大などを背景に少子化も急速に進展しており、**合計特殊出生率**は、2005年（平成17年）には過去最低の1.26まで低下しました。

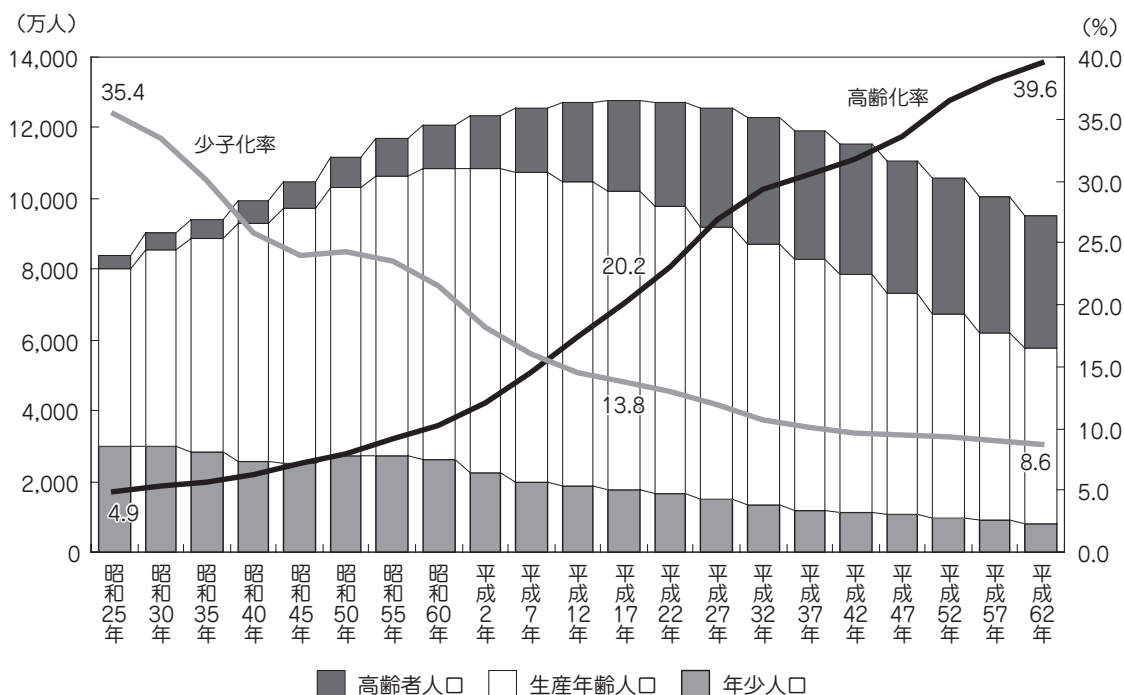
少子・高齢化の進展に伴い、我が国の人口は、すでに2005年（平成17年）から減少に転じており、世帯規模の縮小と単独世帯、夫婦のみ世帯の増加など、家族形態に変化がみられます。また、若年労働力の減少、年金、医療、福祉等の社会保障給付費の増大など、社会経済全般にわたり大きな影響を及ぼすことが予想されます。

2007年（平成19年）以降、いわゆる団塊の世代が定年を迎える中で、社会の経済活力を維持するとともに、一人ひとりが自立の基盤の一つとなる経済力をもつために、女性や高齢者が働きやすい環境を整備することが求められます。そのため、これからの人口減少時代に対応して、社会の仕組、家族や地域社会のあり方を見直していくことが必要となっています。

合計特殊出生率

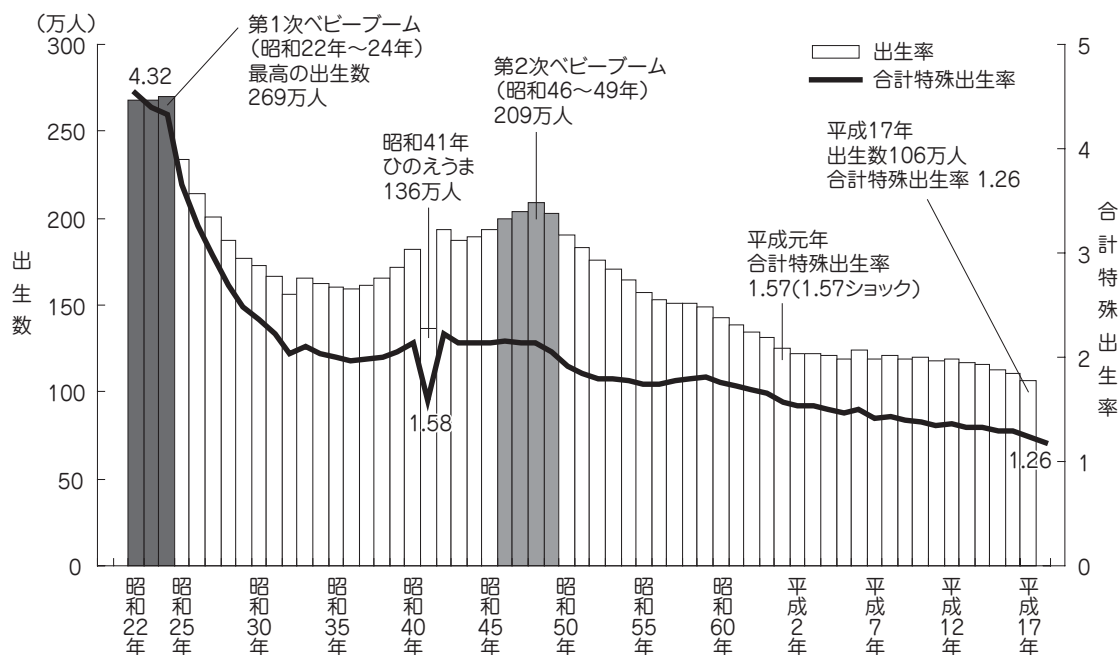
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

◇ 少子・高齢化の推移と将来推計（全国）



資料出所：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成19年1月公表）により作成。平成17年までは「国勢調査」それ以降は「日本の将来推計人口」の中位推計による。

◇ 出生数と合計特殊出生率の推移（全国）



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

② 社会経済状況の変化

我が国では、高度成長期にかけて著しく経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。こうした中、人権意識の高まり、とりわけ女性の地位向上に対する意識は高まり、女性の高学歴化、社会参加が進みました。

経済の成熟期を迎えた現在、産業は工業からサービス業へとさらに産業構造の転換が進行しています。近年の景気は回復局面を迎えていますが、1990年代以降マイナス成長の時期が続いた間に就労を取り巻く状況は大きく変化しました。かつては終身雇用、年功序列に代表される日本型雇用慣行が日本の大企業では一般的でしたが、若者の就労意識の変化や経済情勢の悪化等により、早期離職など雇用の流動化が進んでいます。一方、若年層をはじめとする非正規雇用者の増大などにより、所得格差の拡大傾向がみられています。

共働き世帯数は専業主婦世帯数を上回り、年々増加していますが、女性の就労形態をみると、男性に比べて正規雇用者よりもパート・アルバイトで働くことが多くなっています。

国の少子化対策ともあいまって、男女の家庭と仕事の両立支援や、女性を活用することが企業の成長力につながるという見方も、一部ではみられるようになってきました。しかし、多くの場合、就労と家事・育児を両立しているのは女性であり、女性の年齢階級別労働力率がM字のカーブを描くのは、育児期に負担感が大きいため退職する女性が多いことを示しています。

近年の社会の変化では、情報化の進展もあげられます。情報通信技術の進歩は、コミュニケーション手段の多様化につながり、人々の消費生活行動やライフスタイルに変化をもたらしています。在宅勤務やサテライトオフィスなどにより働き方の選択肢が広がって、育児等との両立を可能にすることにつながっています。一方で、情報セキュリティの問題、匿名性が犯罪に利用されるといった負の側面があることや、情報通信技術の利用において世代間や男女間で格差が存在するデジタル・ディバイドも指摘されています。また、高度情報化時代においては、利用者が情報を主体的に読み解き、活用する能力を高めることも大切になっています。

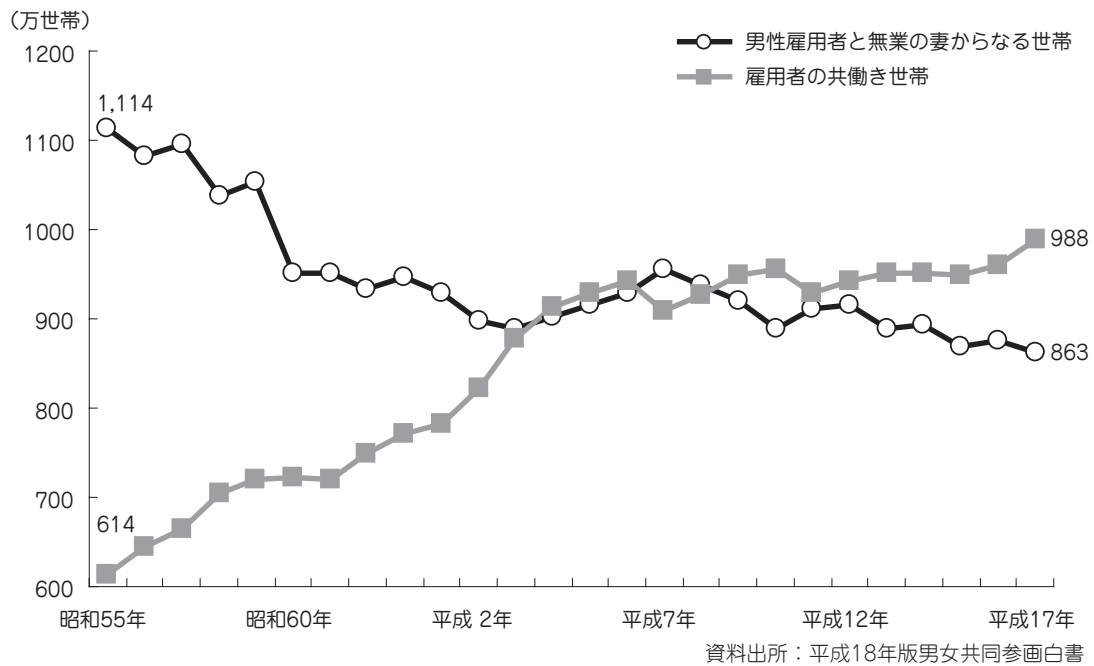
サテライトオフィス

企業と自宅の中継地となるような場所に設置された小さな分散型オフィスのこと。本社と通信回線で結んで電話やパソコン、ファクシミリなどの機器で連絡し合える設備を持つ。

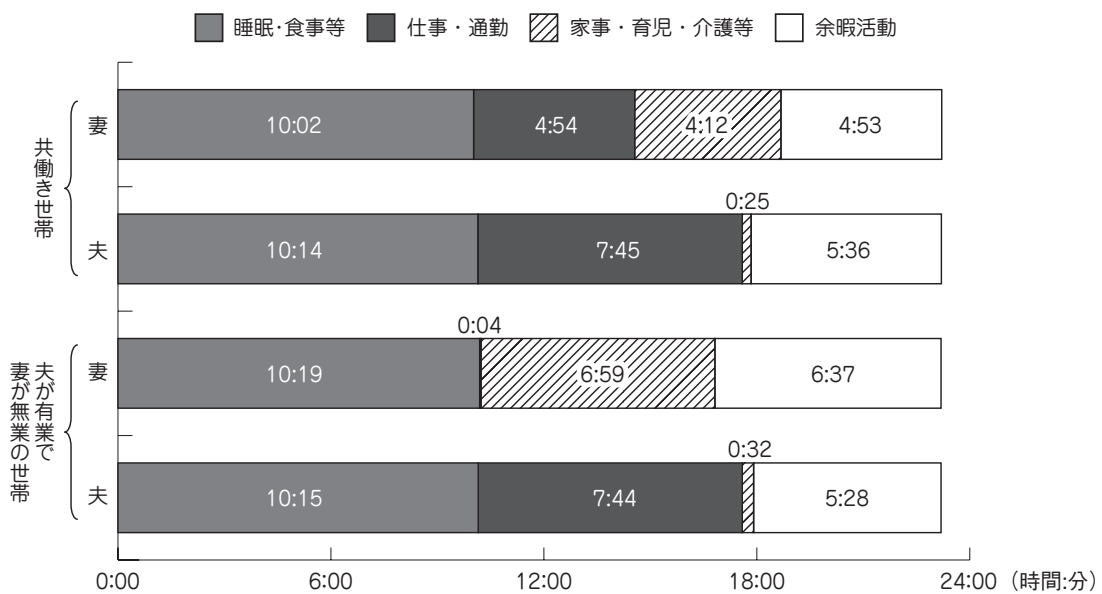
デジタル・ディバイド

パソコンやインターネットなどの情報技術（IT）を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差。個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差をさす場合もある。

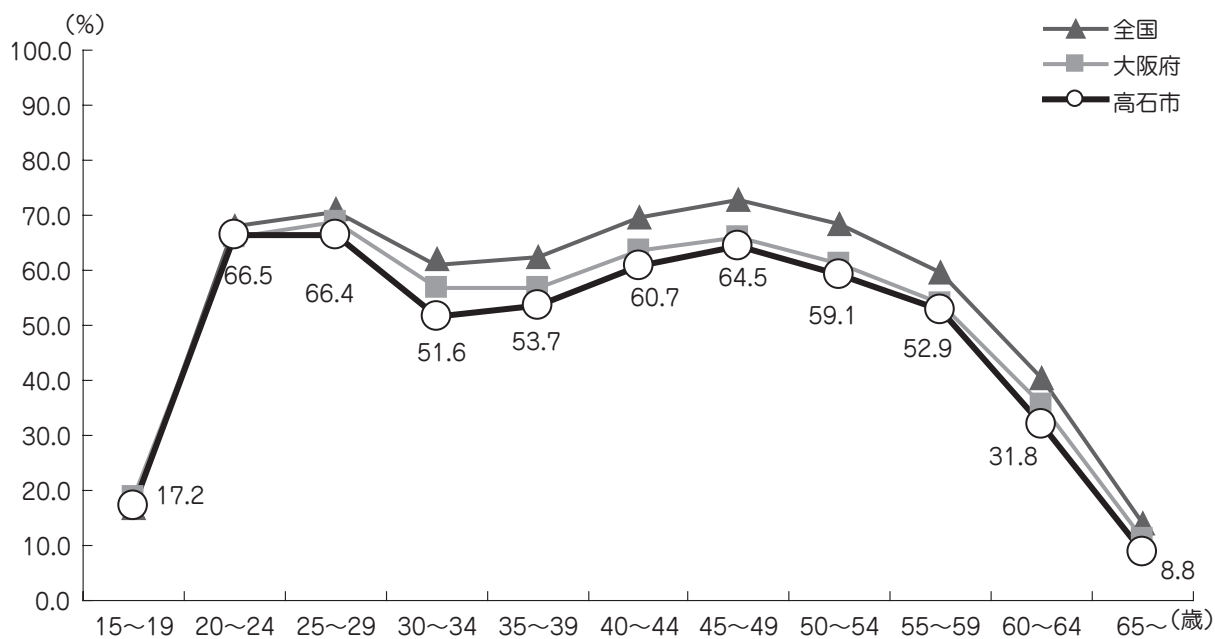
◇ 共働き世帯数の推移（全国）



◇ 夫婦の生活時間（全国）



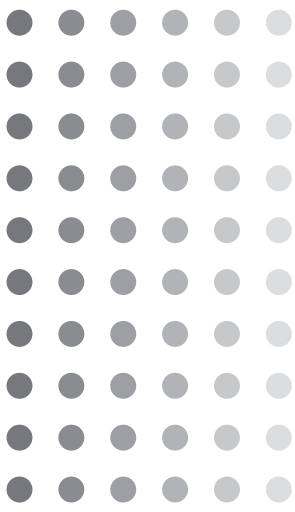
◇ 女性の年齢階級別労働力率



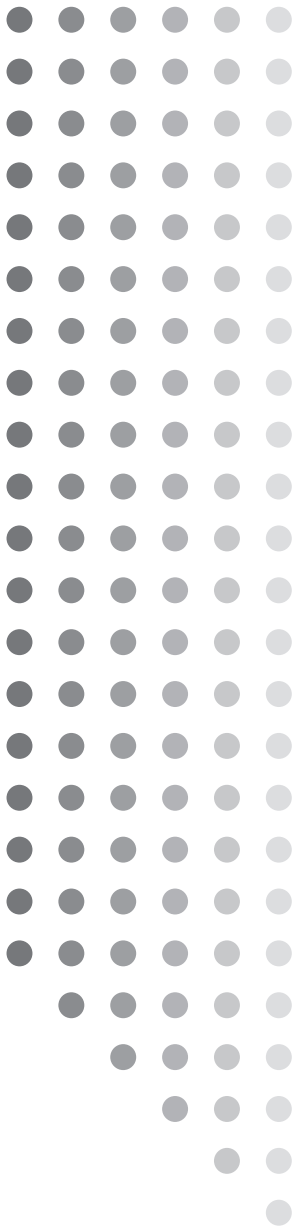
資料出所：国勢調査（平成17年）

(%)

	15 } 19 歳	20 } 24 歳	25 } 29 歳	30 } 34 歳	35 } 39 歳	40 } 44 歳	45 } 49 歳	50 } 54 歳	55 } 59 歳	60 } 64 歳	65 歳 }
全 国	16.8	67.7	71.6	61.6	62.3	69.5	72.7	68.3	59.7	40.4	14.0
大阪府	18.7	65.8	69.0	56.8	57.0	63.8	65.9	61.3	53.9	35.8	11.4
高石市	17.2	66.5	66.4	51.6	53.7	60.7	64.5	59.1	52.9	31.8	8.8



第2章 計画の内容



計画の体系

◆ 重点目標 ◆



◆ 主要課題 ◆

1. 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

2. 社会活動における男女共同参画の促進

3. 就労の場における男女平等の促進

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

2. メディアにおける女性の人権尊重

3. 生涯にわたる心身の健康支援

1. 家庭生活における男女共同参画の促進

2. 仕事と家庭・地域生活の両立支援

3. 自立と安定した生活への支援

1. 教育現場における男女共同参画の推進

2. 生涯学習活動における男女共同参画の推進

計画の推進

◆ 施策の方向 ◆

- 1 審議会等への女性の登用推進
- 2 女性職員の能力活用と登用推進
- 3 事業所、団体等における役職の女性登用の促進
- 4 社会における固定的な性別役割分担意識の解消
- 5 女性と男性との対等な参画による地域活動の促進
- 6 国際的視野に立った男女共同参画の推進
- 7 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 8 就労における女性の能力開発の支援
- 9 多様な就労形態の労働環境の整備
- 10 あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- 11 相談体制の充実
- 12 被害者等への支援の充実
- 13 市刊行物等の男女平等の視点に立つ表現の推進
- 14 メディア・リテラシーの向上
- 15 生涯の各時期に応じた健康保持・増進
- 16 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の理解促進と浸透
- 17 家庭生活における男女共同参画に向けた意識の醸成
- 18 家事・育児・介護への男性の参画促進
- 19 行政・事業所における両立支援の推進
- 20 多様なニーズに応じた子育て支援の充実
- 21 男女平等の視点に立った高齢者・障害者支援
- 22 多様な家族形態に応じた支援の推進
- 23 学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進
- 24 教育現場の運営における男女共同参画の推進
- 25 男女共同参画に関する学習機会の提供
- 26 男女共同参画社会を実現する学習環境の充実
- 27 庁内推進体制の強化
- 28 計画の進行管理
- 29 男女共同参画推進拠点の整備

女性の社会進出が進み、さまざまな分野において女性が活躍する場面が増えてきましたが、国際的にみて他の先進諸国に比べると、日本における女性の能力活用は十分とはいえません。国会、地方議会の議員や審議会等の委員の女性割合は、年々上昇してきてはいますが、半数には遠く及びません。行政機関、民間企業の管理職に占める女性割合も同様です。地域社会をみても、女性はさまざまなかたちで参加していますが、会長職などの役職者は男性中心です。

就労の場では、法律面での整備は進んでいるものの、人々の意識の中に性別による役割分担意識や、男性よりも女性を下にみる傾向が残っているために、職務分担や処遇に影響を与えています。

人の能力は生まれながらに備わっているものもありますが、多くはさまざまな経験や訓練の機会を得て高められていくものです。これまで性別役割分担意識をはじめとする性別に基づく固定的な見方があるために、女性は男性に比べて能力を高める機会を与えられることが少ない傾向がありました。

少子高齢化が進展する中で、活力のある社会を築くためには、性別にとらわれずに誰もが自分の能力を発揮できる社会環境をつくり、ともに責任を分かち合うことが必要とされています。あらゆる分野に男女が対等に参画することは、相互理解と男女平等な意識を培うことにもつながります。

さまざまな方針決定の場や社会的な活動の場、あるいは就労の場などにおいて、これまで女性の参画が不十分であった分野の男女共同参画を推進します。

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

審議会等の女性委員割合をみると、国・大阪府・府内市町村ともゆるやかに上昇しています。高石市も同様の傾向ですが、大阪府が33.4%であるのに対して、高石市は19.0%と国・府内市町村より低い割合です。

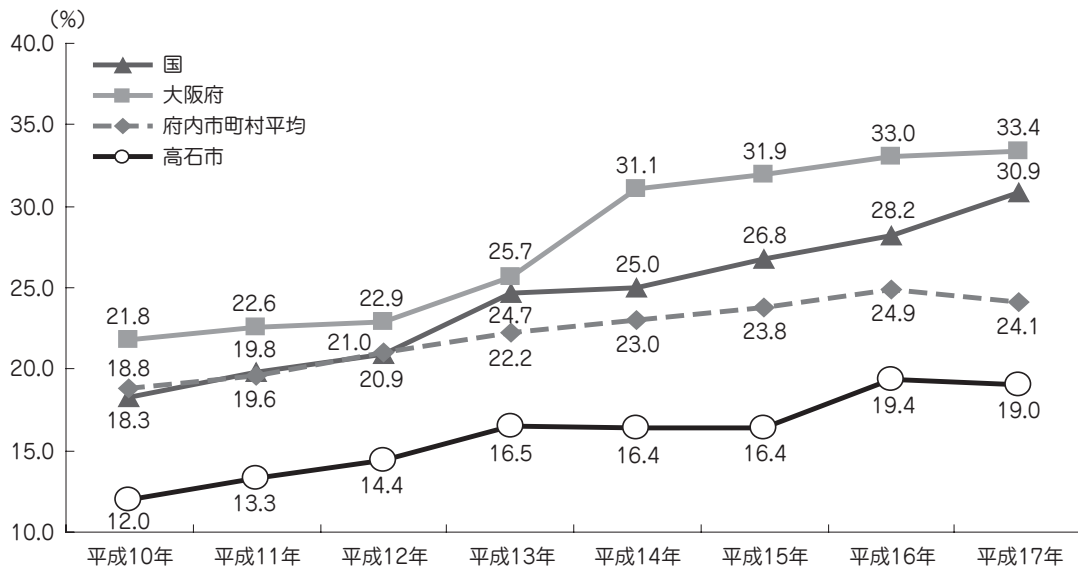
また、公務員管理職の女性割合は、国、大阪府とも1割にも達していません。高石市は、近年、市長部局では女性管理職が1人もいないという状態です。

高石市における地域の活動では、こども会会長、PTA会長では女性の割合が高いものの、自治会長は7.7%とわずかです。

このように男女の構成比に大きな偏りがある状況では、人口の半数を占める女性の声が十分に反映されているとはいえません。男女の構成比をできるだけ偏りをなくすことで、それぞれの立場で活発な意見交換が生まれ、より多くの人に納得のいく方針を決めることができます。女性の参画が不十分であることから、政策・方針決定過程や意思決定の場へ女性の参画を積極的に進める取組が必要です。

そのために、女性のエンパワーメントを支援するとともに、**積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**についても視野に入れて、実質的な男女平等の実現に努めます。

◇ 審議会等における女性委員割合の推移（国・大阪府・府内市町村・高石市）



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」、大阪府男女共同参画課調べ、高石市人権推進課調べ

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派に対し、教育や雇用の機会を一定比率で優先的に取り扱うなどの方策によって、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置のこと。具体例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性の国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

◇ 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用（高石市）

附属機関数	女性参画 機関数	女性参画機関 割合（%）	委員数 （人）	うち女性 委員数（人）	女性割合（%）
16	15	93.8	234	49	20.9

（平成18年4月1日現在）資料出所：高石市人権推進課

◇ 市議会議員の状況（高石市）

議員数（人）	うち女性議員数（人）	女性割合（%）
17	3	17.6

（平成18年4月1日現在）資料出所：高石市人権推進課

◇ 市職員の在職状況について（高石市）

	全職員数（人）			管理職数（人）		
		うち女性（人）	女性割合（%）		うち女性管理職数（人）	女性割合（%）
市長部局	366	138	37.7	34	0	0
教育委員会	87	38	43.7	6	0	0
その他	42	6	14.3	5	0	0
計	495	182	36.8	45	0	0
上記のうち、一般行政職の人数						
市長部局	225	48	21.3	21	0	0
教育委員会	37	8	21.6	5	0	0
その他	13	2	15.4	4	0	0
計	275	58	21.1	30	0	0

（平成18年4月1日現在）資料出所：高石市人事課

◇ こども会、PTA、自治会会長の女性割合（高石市）

	全体（人）	うち女性（人）	女性割合（%）
こども会会長	26	17	65.4
市立幼稚園PTA会長	6	6	100.0
市立小学校PTA会長	7	6	85.7
市立中学校PTA会長	3	2	66.7
自治会長	52	4	7.7

（平成18年4月1日現在）資料出所：高石市秘書課、高石市教育委員会生涯学習課

施策の方向 1	審議会等への女性の登用推進
----------------	----------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
女性登用目標値の設定	女性委員割合の目標値（30％）を設定し、女性の登用拡大を進めます。また、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。	人権推進課 関係課
人材情報の収集・整備	女性の委員候補者を増やすために、地域の人材や専門分野に関する情報を収集し、女性の登用に活用します。	人権推進課 関係課
審議会等登用指針の策定	再任回数制限、市民公募委員の導入、あて職の制限などを盛り込んだ登用指針を策定します。	企画財政課 人権推進課

施策の方向 2	女性職員の能力活用と登用推進
----------------	-----------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
女性管理職の登用推進	女性の職務能力向上機会の拡大とともに、管理職に複数の女性を登用することをめざします。	人事課 教育総務課
男女平等の職務分担の徹底	日常的な職務分担が男女平等になっているか所属長を中心に見直しを進めます。	全課
女性職員の能力発揮に向けた職務訓練の推進	女性職員が特定の職場や職務に偏ることなく多様な仕事を経験できるよう職務拡大に努めるとともに、職業能力の向上を意図した訓練機会を拡大します。	人事課 教育総務課 全課

施策の方向 3	事業所、団体等における役職の女性登用の促進
----------------	------------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
事業所に対する女性登用の啓発	事業所における女性の積極的登用の成功事例紹介などの情報提供、関係団体と連携した啓発を通して、企業活動における女性活用のメリットを啓発します。	経済課 人権推進課
団体等に対する女性登用の啓発	市内各種団体等に対しては、あらゆる機会をとらえて、男女共同参画の重要性やその効果を啓発し、役職者の女性登用を促進します。	秘書課 生涯学習課 関係課
事業所に対する積極的改善措置の周知	固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や社会通念から生じる男女の格差解消のために、事業所に対して積極的改善措置の周知と理解を進めます。	経済課 人権推進課

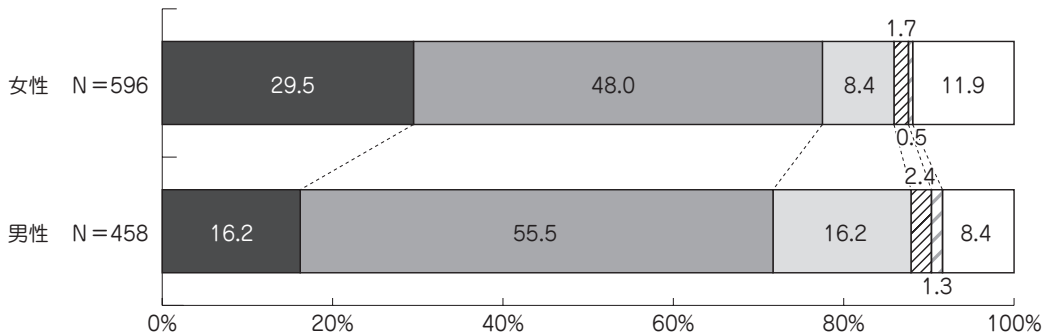
主要課題 2 社会活動における男女共同参画の促進

「高石市男女平等に関する意識調査」によると、「社会通念・慣習・しきたり」において男女の不平等感がもっとも強く感じられています。「地域活動・社会活動」における不平等感は、他の分野に比べてさほど高くないものの、「社会通念・慣習・しきたり」が地域の生活にも影響を与えていることが考えられます。

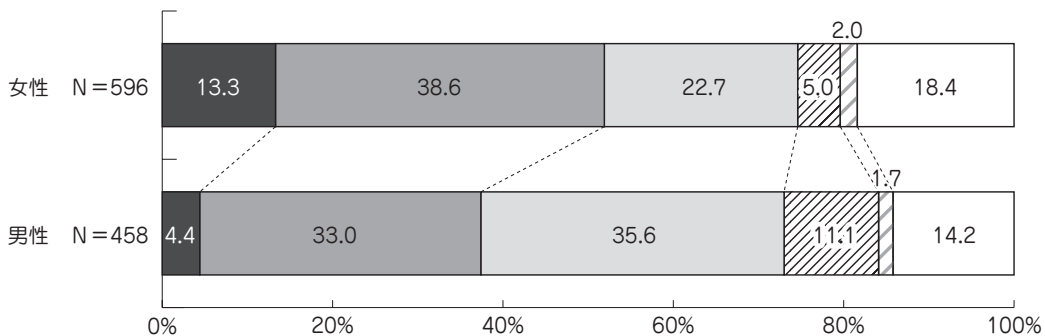
人々の地域に根ざした生活を豊かなものにするためには、市民が主体的に行う地域活動や社会活動によって、誰にとっても住みやすいまち、活力のある地域社会をつくることが求められています。地域の活性化には男女共同参画の視点が必要であるため、男女の役割を固定的にとらえる見方を払拭して、地域活動を男女がともに担う意識の浸透を図ります。また、地域における活動に女性が積極的に参画し、まちづくりのリーダーとなるために、女性が発言力、自己決定能力、方針決定能力などの力をつけることを支援します。

国際的な交流が広がる現代では、社会活動の範囲や対象も拡大しています。地球的規模の視点で物事をとらえ、理解することが必要となっていることから、平等・開発・平和や環境の問題などへの役割と貢献について考える機会を提供します。

◇「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感（高石市）



◇「地域活動・社会活動」における男女の平等感（高石市）



男性の方が優遇
 どちらかといえば男性優遇
 平等
 どちらかといえば女性優遇
 女性の方が優遇
 わからない・無回答

資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向 4	社会における固定的な性別役割分担意識の解消
----------------	------------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
地域社会における男女平等意識の啓発	男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一員であるとの自覚を促し、地域社会を男女が対等な立場でともに支える意識啓発を進めます。	秘書課 人権推進課
慣行、しきたり等の見直しの啓発	性別に基づく不合理な慣行、しきたり等を見直す意識を醸成します。	人権推進課

施策の方向 5	女性と男性との対等な参画による地域活動の促進
----------------	-------------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
女性のリーダー養成	女性がさまざまな分野で能力を身につけて、地域活動のリーダーとなる人材の養成を進めます。	人権推進課 生涯学習課
まちづくり活動における男女共同参画の促進	まちづくりのさまざまな場面における男女共同参画の推進に努めます。	企画財政課 人権推進課 秘書課 生涯学習課 関係課
地域防災における男女共同参画の促進	地域防災対策において女性の視点に配慮するとともに、防災活動の男女共同参画を進めます。	環境保全課

施策の方向 6	国際的視野に立った男女共同参画の推進
----------------	---------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
国際交流活動における男女共同参画の推進	国際交流事業への男女共同参画を促進します。	秘書課
国際的視野に立った男女共同参画情報の収集、発信	女性の人権に関する国際的な条約、法律、制度また、国連の取組等の情報や資料の収集・提供を推進します。	人権推進課

主要課題 3 就労の場における男女平等の促進

「高石市男女平等に関する意識調査」によると、「職場」は「社会通念・慣習・しきたり」、「政治・経済界」に次いで男女の不平等感が強く感じられている分野です。これまで「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識を背景に、職場では男性を基幹労働者とし、女性は補助的な仕事に従事するといった雇用管理が長く行われてきました。そのため、仕事上で女性の能力が十分発揮されないことがあることや、男女雇用者の賃金格差にもつながっています。2006年（平成18年）6月に改正成立した男女雇用機会均等法では、これまでも問題点が指摘されていた「間接差別」の考え方を明確にし、実質的な男女平等に向けて一步踏み込んだ内容となっています。

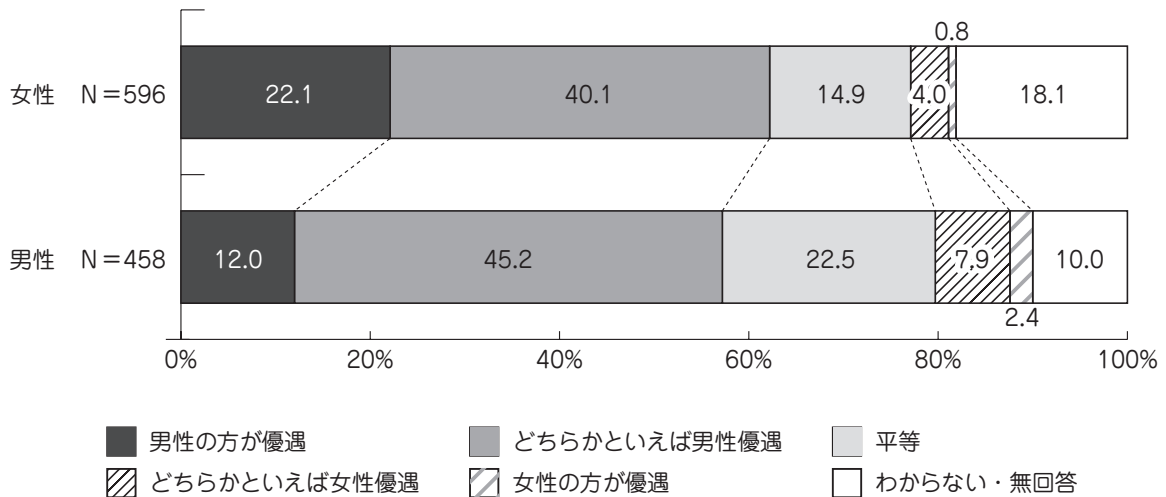
近年、一部の企業では、多様な人材の活用が企業の成長につながるとして、女性の能力発揮・積極的活用の取組を進め、管理職への登用、職域の拡大等もみられています。しかし、女性労働者を対等な仕事上のパートナーとして扱い、性別にかかわらず平等に処遇することがさらに広く当たり前のことになる必要があります。

また、家庭における役割では女性が家事・育児・介護の多くを担っている背景があることで、退職を余儀なくされたり、やむなく非正規雇用の不安定な就労形態を選ばざるを得ない状況もみられます。

さらに、自営業等に従事する女性では、事業経営に欠かせない働きをしていてもその役割が十分に認められていなかったり、仕事の時間と生活の時間の区別をつけにくく、自分の時間をもちにくい、収入が世帯のものとして扱われ、個人の収入として確保できないといったことが起こりがちです。

就労の場における男女の不平等を是正し、男女がともに能力を発揮し、生きがいをもって働き続けられる環境を整備します。

◇「職場」における男女の平等感（高石市）



資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向 7		雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
具体的施策	施策の内容	担当課
雇用に関する法令の周知	労働基準法、男女雇用機会均等法などの労働にかかわる法律を事業所に対して周知徹底します。	経済課 人権推進課
労働相談の充実	労働者の権利や法律上の規定、苦情の申立等について労働関係機関と連携して相談体制を充実します。	経済課
事業所に対する男女の均等な機会と待遇確保の啓発	関係機関との連携のもと、事業所を対象とした職場の男女平等に関する啓発を進めます。	経済課 人権推進課

施策の方向 8		就労における女性の能力開発の支援
具体的施策	施策の内容	担当課
職業能力の開発、再就職支援	関係機関と連携して技能の獲得や能力開発の機会、求人、教育訓練に関する情報提供を行います。	経済課
女性の起業に関する情報提供	起業に関する法律・制度の情報提供、融資制度の活用支援等を進めます。	経済課
女性起業家の育成支援	起業を志す女性に対して、経営に関する知識や営業力、組織運営力を身につける機会の情報提供に努めます。	経済課

施策の方向 9		多様な就労形態の労働環境の整備
具体的施策	施策の内容	担当課
パートタイマー等の雇用環境の整備	パートタイム労働法をはじめとする関連法令の周知徹底を図ります。	経済課
自営業における男女共同参画の促進	関係機関等を通じて、自営業に従事する女性の地位向上と活躍機会の拡大を図ります。	経済課

人権に関する取組は、これまでさまざまなかたちで進められてきましたが、社会には今なお解消されない差別が残っているだけでなく、インターネットや携帯電話のメールなどの新しい媒体による人権侵害の行為も生まれています。私たちは誰もが生まれながらにして人間らしく生きていく権利を有しており、どのようなときでも人として尊重され、尊厳が保たれる社会を築く必要があります。

「高石市男女平等に関する意識調査」にみられるように、社会の各分野において男女の不平等感が根強く残っていることは、自由な生き方を妨げられていることを示しており、人権を侵害されているといえます。

暴力は、人権侵害の最たるものですが、中でも女性をその人格と切り離して性的な対象物とみたり、女性差別意識に起因する女性に対する暴力は、社会的な問題として早急に解決をめざす必要があります。

また、体とところの健康や性に関する自己決定は、人が尊厳をもって生きる上で重要な要素であり、人権の視点をもって取り組む必要があります。

誰もが、性別や年齢、出生やその人のおかれた社会的な状況にかかわらず、どのような場面でも、一人の人間として尊重され、人権が守られる社会をめざします。

ドメスティック・バイオレンス（DV：夫・恋人等からの暴力）

夫（妻）、もしくは恋人など親密な間柄で起こる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は圧倒的に女性が多く、その背景には男女の力関係の不均衡、性別役割分担意識などがある。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントでは、対価型セクシュアル・ハラスメント（職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの）と、環境型セクシュアル・ハラスメント（当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの）と分けられている。

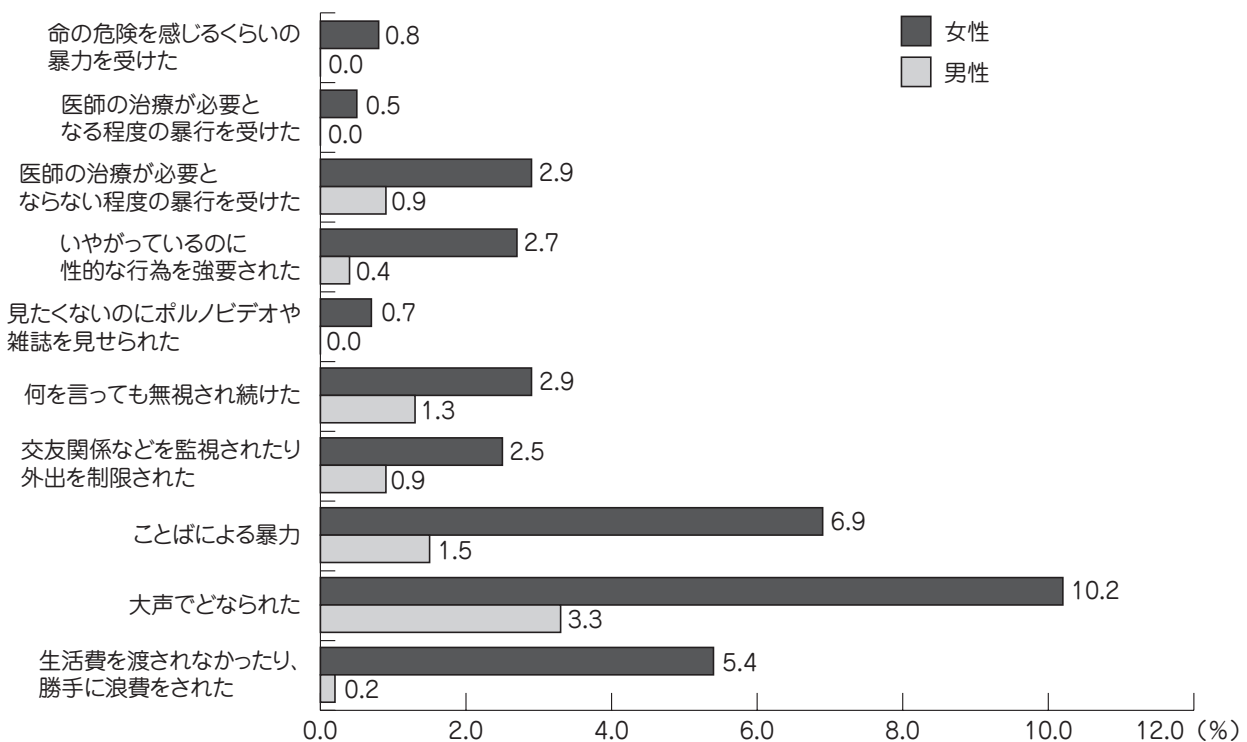
主要課題 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力には、ドメスティック・バイオレンス（DV：夫・恋人等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、買売春などがありますが、多くは、これまで個人的な男女間の問題とみなされる傾向にありました。しかし、女性に対する暴力の背景には、男性が女性を対等な人間としてみていない性差別意識があります。性に基づく役割意識や経済力の格差、職場の上下関係など、社会的に男女のおかれた状況がひきおこす構造的な問題です。

DV防止法をはじめとして、暴力の防止を目的とする法律が制定されていますが、根本にある性差別意識や男女の社会的地位の格差をなくさなければ、女性に対する暴力はなくなりません。「高石市男女平等に関する意識調査」では、配偶者や恋人からの暴力を受けたことのある女性が多くみられます。

女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりを進めます。さらに、支援を必要とする被害者に対しては、行政、民間を含めたさまざまな関係機関との連携を深め、被害者の救済や保護、自立支援など具体的な支援を視野に入れた取組を行います。

◇ 配偶者や恋人からの暴力について「何度もあった」割合（高石市）



資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向10 **あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成**

具体的施策	施策の内容	担当課
女性に対する暴力の社会的認識の浸透	女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景について、理解を深める講座等の開催や啓発を進めます。	人権推進課
DV防止法等の周知	DV防止法をはじめ、暴力を防止するための法律の周知を図ります。	人権推進課
性犯罪等の防止に向けた啓発	性犯罪等の女性に対する暴力の実態や問題点について、学習機会を提供するとともに啓発を進めます。	人権推進課
セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実するとともに、相談体制を強化します。	人事課 人権推進課

施策の方向11 **相談体制の充実**

具体的施策	施策の内容	担当課
相談体制の充実	関係機関と連携し、被害者の立場に立った電話、面接による相談体制を充実するとともに相談窓口の周知に努めます。	人権推進課 子育て支援課 関係課

施策の方向12 **被害者等への支援の充実**

具体的施策	施策の内容	担当課
被害者支援の情報提供	被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	人権推進課
関係機関と連携した支援	府や関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。	社会福祉課 子育て支援課 人権推進課
被害者保護の支援措置の推進	ドメスティック・バイオレンス、 ストーカー行為 等の被害者の個人情報保護のため、関係機関と連携し住民基本台帳事務における被害者保護の支援措置を行います。	市民課

DV防止法 正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）。同法では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む」と定義している。

ストーカー行為 恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返す行為。

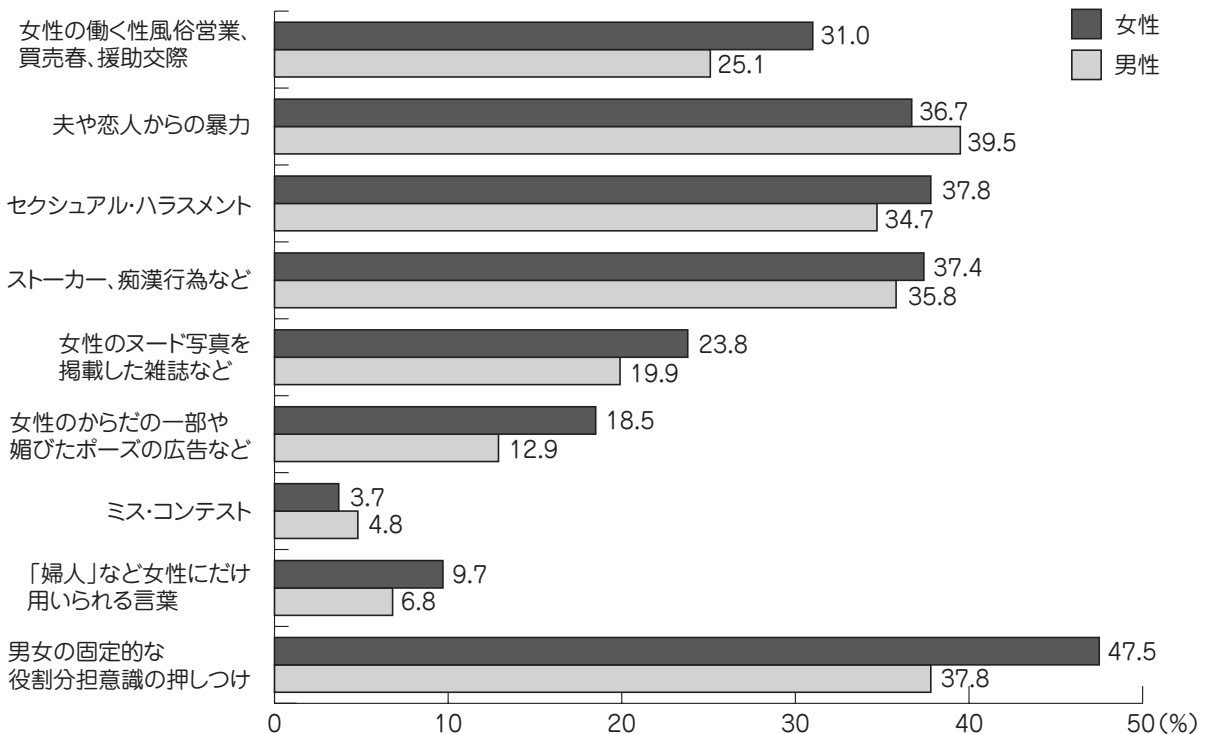
主要課題 2 メディアにおける女性の人権尊重

高度情報化の進展した現代社会では、さまざまなメディアから大量の情報が発信されるとともに、個人が広く情報を発信する手段を獲得できるようになりました。情報通信技術の発達でコミュニケーション手段が拡大したり、仕事や生活に必要な情報の入手が容易になるといったプラス面がある一方で、固定的な性差観に基づく表現や女性を性的な対象物としてのみ扱う表現の流通など、男女共同参画や女性の人権の観点からみて問題点も指摘されています。また、インターネットの普及が、児童ポルノの流通に拍車をかけていることも社会問題となっています。

無意識に受け取る情報が人々の意識や考え方に与える影響を考慮して、市が広報紙などを通して発信する内容は、人権を尊重し男女共同参画の視点に基づくものでなければなりません。

市が発行するあらゆる刊行物における表現が適切であるか点検し、より積極的に男女平等意識を醸成するものとなるように努めるとともに、市民が情報に対する判断力や活用力を高めるための取組を進めます。

◇ 女性の人権が尊重されていないと感じること（高石市）



資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向13	市刊行物等の男女平等の視点に立つ表現の推進
----------------	------------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
市刊行物等の男女平等の視点に立つ表現の点検、見直し	男女平等、男女共同参画の視点に立って、市広報紙の記事内容を点検するとともに、国等の表現ガイドブックを活用します。	秘書課 人権推進課 全課

施策の方向14	メディア・リテラシーの向上
----------------	----------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
メディア・リテラシーへの取組	インターネットや新聞などそれぞれの媒体ごとの特性を理解し、受け取る情報を男女共同参画の視点で読み解く力を身につける機会を提供します。	人権推進課

メディア・リテラシー

リテラシーとは、読み書き能力（識字）と訳される。メディアの伝えている内容は「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成され、一定の視点から再構成したものであることを見極めるというメディアの内容を読み解く能力とメディアを使って表現する能力をさす。

主要課題3 生涯にわたる心身の健康支援

高齢化が進展する中で、生涯にわたる心身の健康は多くの人に関心事となっています。ストレスの多い現代社会では、こころの健康に問題を抱える人は増えており、うつ病や自殺の増加などが社会問題となっています。こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり「生活の質」に大きく影響するものです。

また、男女それぞれに特有の病気があることや、男女がおかれた社会的背景の違いなどから、近年は、性差に応じてきめ細かな診療を行う性差医療の重要性も認識され始め、女性専用外来や男性更年期外来の開設も相次いでいます。こころと体の健康について、正しい知識を身につけ、市民が自ら主体的に治療方針などを選択できるよう生涯にわたる健康を支援します。

女性は、妊娠・出産する可能性をもつために男性とは異なる健康上の問題に直面することがありますが、女性自身が自分の体の仕組みやリズム、個性をよく知らないままにしていることがありました。とりわけ性にまつわることは、教育や学習の機会が十分でなかったために正しい知識を得られていないことも多くみられます。

性と生殖に関する健康の教育は、男性も女性もお互いの体について理解し、思いやりをもつこ

とで男女の関係を良好にすることにもつながります。

また、**性同一性障害**や**セクシュアリティ**への理解を深める学習機会を提供します。

施策の方向15	生涯の各時期に応じた健康保持・増進
----------------	--------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
こころの健康問題への対策	こころの健康問題の重要性の理解を進める機会を提供するとともに、関係機関と連携して相談の充実を図ります。	保健医療課
性差医療の情報提供	近隣の医療機関における専用外来の情報提供を行います。	保健医療課
ライフステージに応じた健康教育の推進	妊娠・出産期、更年期など、それぞれの時期に応じた健康課題を解決する健康診査と相談を充実します。	保健医療課

施策の方向16	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)の理解促進と浸透
----------------	--

具体的施策	施策の内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習機会の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての学習機会の提供に努めます。	人権推進課 保健医療課
性の多様性に対する理解促進	性同一性障害などセクシュアリティの多様性に対する理解を深める啓発、情報提供を行います。	人権推進課 保健医療課
学校等における性教育の推進	思春期における体とこころの健康問題に対応する健康教育及び成長段階に応じた性教育を実施します。	教育指導課

性同一性障害

身体的には男女のいずれかに属するにも関わらず、性自認（自己の性別に対する確信）が身体的性別とは食い違っているために精神的な苦痛を感じる状態。

セクシュアリティ

「セックス」が性交や生物学的性別の意味で使われるのに対して、性的指向、性に関する意識、行動、生き方など性的な存在としてどのような人間であるかということを含んだ言葉。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことだけでなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味し、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあげられるが、これらのほかに、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた良好な健康の管理が含まれる。

Ⅲ 多様な生活を支える環境づくり

健康寿命の延伸や、社会環境の変化、価値観の多様化に伴い、人々の暮らし方や生き方はこれまでになく選択肢が広がっています。また、結婚や家族に対する意識が変化し、離婚の増加や結婚によらない家族などもみられます。どのような生き方を選択したとしても、不利益をこうむらない社会の仕組みを構築するとともに、現実にはさまざまな困難を抱える人を支援する環境が必要とされています。

女性の社会進出が進んだといわれる今日でも、出産により退職を余儀なくされる女性は多く、母親のほうが子育ての責任をより強く担わされがちであるために、子どもを産み育てながら就労することは女性にとって大きな困難を伴っています。また、母親への子育て負担の偏りや、孤立化は、子育てがストレスとなり、時として子どもへの虐待につながります。父親の積極的な子育て参加を促すことは、母親の精神的負担を軽減するだけでなく、父親自身も子育ての喜びや親としての成長を実感することができます。現代は、親自身がきょうだいの数が少なく、乳幼児と触れ合う機会が少ないことや、情報は氾濫しているものの子育ての知恵が十分に伝えられていないこと、地域の間関係が希薄化していることなどにより、子育てが難しい時代とされています。このような子育ての問題に対して、地域を含めて社会的な支援を推進します。

高齢になったり、障害があっても、地域の中でその人なりの自立した生活を送ることは、人として生きる権利であるとも言えます。加齢や障害、家庭環境などで困難を抱える人に対する支援を充実し、安心して暮らせる地域社会づくりをめざします。

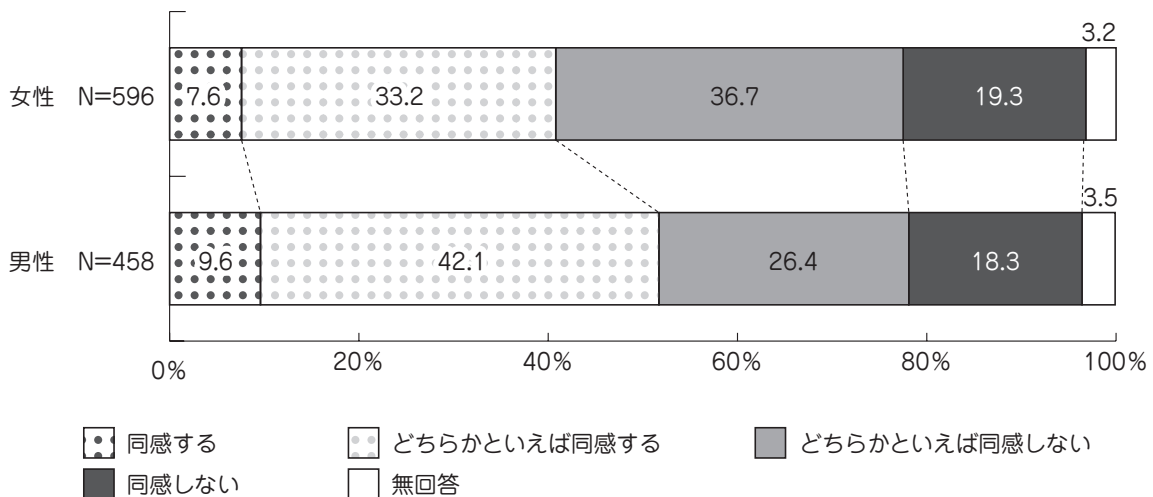
主要課題 1 家庭生活における男女共同参画の促進

「高石市男女平等に関する意識調査」をみると、前回調査と比べて「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人が増加しています。こうした性別によって役割を決める考え方には、男女で意識の違いがみられ、女性のほうが男性に比べて否定的であり、若い年代ほど性別役割分担意識は薄れてきています。しかし実際の生活では、生活費の確保は男性、日常の家事・育児・介護は女性が担っていることが多く、考え方と現状とのギャップがみられます。

男性が仕事中心の生活になる背景には、性別役割分担意識のほかに、家事労働を無償労働（アンペイドワーク）として一段低いものとみる意識、さらに職場における長時間労働、家事能力を養う機会が少ないなどがあります。人が生きていく以上は、衣食住など身の回りのことに必ず対処しなければなりません。女性だけにその負担が偏ると、バランスのとれた生活とはいえません。

現状では、家庭生活において男性の参画が少ないことから、家庭生活を経済面だけでなく生活面でも、男女がともに支える意識とそれに伴う行動により、相互理解と対等なパートナーシップに基づく家庭生活を築く支援を進めます。

◇「男は仕事、女は家庭」という考え方について（高石市）



資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向17	家庭生活における男女共同参画に向けた意識の醸成
----------------	--------------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
男女が協力して担う家庭生活の啓発	特に男性に向けて、家庭生活を男女がともに担う意識啓発を進めます。	人権推進課

施策の方向18	家事・育児・介護への男性の参画促進
----------------	--------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
男性の家事技術の習得支援	男性向け料理教室など、男性が生活面での技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
男性の育児・介護参加の促進	男性が育児や介護に関する知識を学習する機会を提供するとともに、男女がともにかかわる意識を啓発します。	生涯学習課 保健医療課 高齢・障害福祉課 介護保険課

主要課題 2 仕事と家庭・地域生活の両立支援

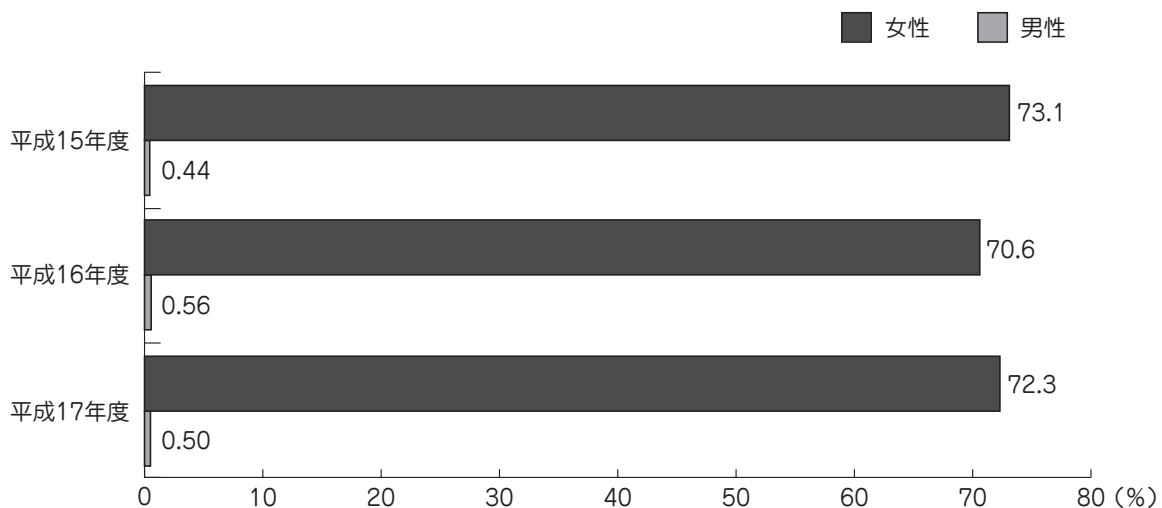
社会が成熟する中で、こころ豊かなゆとりのある生活の実現には、男女がともに仕事と家庭や地域活動のバランスがとれた生活を送ることが重要となります。しかし、働く女性の場合、仕事と育児との両立の負担感の大きさから、出産を先送りする傾向や育児期の就労中断が少なくありません。一方で、男性は子育てにかかわりたくても、仕事中心の生活では、時間的な余裕がないという状況があります。

国では、少子化対策として、若者の自立・教育、男性の働き方の見直し等を含めた「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）が策定され（平成16年12月）、さらに育児休業期間の延長、子の看護休暇などを盛り込んだ「育児・介護休業法」の改正（平成17年4月）や、行政・事業主に対する「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定の義務づけなど、仕事と育児の両立支援対策が進められています。しかしながら、例えば育児休業の取得割合をみると、男性の取得者は極めて少ない状況です。

地域においての子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策の働きかけ、地域の支え合いなど、多面的に仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めます。

また、親の子育てに対する負担感が大きいことから、子育て中の家庭をさまざまなかたちで支える事業を推進します。

◇ 育児休業取得割合（全国）



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

施策の方向19 行政・事業所における両立支援の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
育児休業・介護休暇等の取得促進	職員が育児休業・介護休暇や子の看護休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、男性職員の取得促進を図ります。	人事課
労働時間短縮の推進	事業者に対して労働基準法の遵守を周知し、長時間労働の是正に努めます。	経済課
事業所に対する両立支援対策の促進	事業所に対して「次世代育成支援対策推進法」に基づく事業主行動計画の策定をはじめとして、両立支援策の実施を働きかけます。	経済課

施策の方向20 多様なニーズに応じた子育て支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の推進	ファミリーサポートセンターの利用拡大を図ります。	子育て支援課
保育サービスの充実	「高石市次世代育成支援行動計画」に基づき、多様なニーズに対応する保育サービスの充実と次世代育成を推進します。	子育て支援課
児童虐待を防止するための親への支援	児童虐待の背景には、親自身がさまざまな問題を抱えていることから、親の問題解決の支援を行います。	子育て支援課 人権推進課

ファミリーサポートセンター

「育児の援助を受けたい者」と「育児の援助をしたい者」（有償ボランティア）を会員として組織し、地域における育児を支援する相互援助の会員組織であり、国の子育て支援施策の一つとして市町村が主体となって実施されている。

児童虐待

養育者が子どもの心身に苦痛を加えて、その身体・生命や成長発達を脅かす行為。身体的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、性的虐待、心理的虐待の4種類に分類されている。

主要課題 3 自立と安定した生活への支援

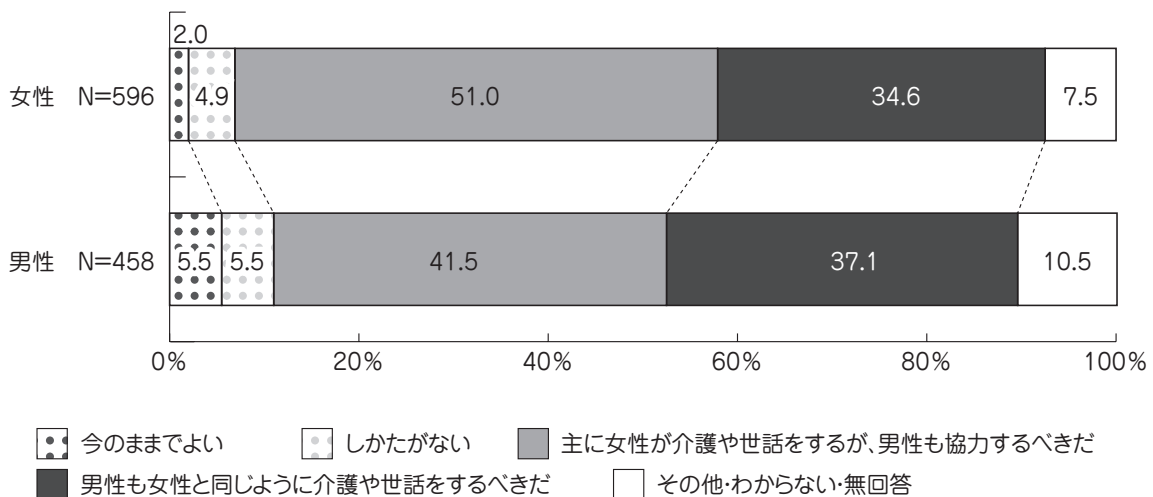
高齢化の進展と社会状況の変化により、家族だけで要介護高齢者を看るのは限界があるとして、介護保険制度により介護の社会化が進められています。今後ますます高齢化が進むことを考えると、介護は大きな社会問題です。

2006年（平成18年）4月から障害者自立支援法が施行されて、障害のある人々が利用できるサービスを充実するための障害者福祉サービスの一元化、就労の促進、利用者本位のサービスの提供など、新たな障害者施策が打ち出されています。

従来、家庭における介護や看護では女性の負担が多くなっていましたが、特定の人に負担が偏ると介護者自身の健康を損ねたり、ストレスによる虐待などにもつながりかねません。男女がともに担う意識を啓発するとともに要介護高齢者や障害者を抱える家族に対する支援を進めます。

また、離婚率の上昇は、ひとり親家庭の増加をもたらしています。一般的に父子家庭の場合は生活面で、母子家庭の場合は経済面での困難を抱えることが多く、いずれの場合もひとり親ゆへの子育ての悩みを抱えています。日本に暮らす外国人は言葉が通じない場合、子育てなどで不安を抱えることも多いため支援が必要です。誰もが安心して暮らせるように、さまざまな家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

◇ 介護が女性の役割であることについて（高石市）



資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向21	男女平等の視点に立った高齢者・障害者支援
----------------	-----------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
家族介護の支援	要介護高齢者を抱える家族に対して、さまざまな観点で支援します。	高齢・障害福祉課 介護保険課
介護の社会化に関する意識啓発	介護の問題について、制度の理解や利用促進のために講座等を通じて情報提供、啓発を進めます。	高齢・障害福祉課 介護保険課

施策の方向22	多様な家族形態に応じた支援の推進
----------------	-------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
ひとり親家庭への支援	ひとり親であることによる負担を軽減し、親子ともに安定した生活を送れるよう支援します。	子育て支援課 社会福祉課 健康保険課
子育て期の在住外国人に対する情報提供	孤立を防ぐため、仲間づくりや身近な相談者を得る機会を提供します。	子育て支援課 保健医療課

重点目標

Ⅳ 男女平等を実現する教育・学習の充実

人は成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから**ジェンダー**の意識を身につけますが、「高石市男女平等に関する意識調査」によると、女の子と男の子に対してでは期待することに違いがみられ、そうした大人の意識の影響を受けています。また、家庭での男女の役割をみて、子どもたちが「男らしさ、女らしさ」を身につけるようになります。

学校教育においては、技術・家庭科の男女共修をはじめとして、道徳、社会科、特別活動などにおいて男女のあり方を男女共同参画の視点からとらえた指導の取組や人権教育が進められています。しかしながら、学習指導要領において、男女共生、男女共同参画の明確な位置づけがないために、男女平等教育は各学校、教師による個別の取組によって進められているのが現状です。

子どもたちが1日の多くの時間を過ごす教育現場においては、教科指導はもとより行事や生徒指導、進路指導などあらゆる場面で必要以上に男女を区別したり、「男らしさ、女らしさ」を無意識のうちに押しつけていないかを点検し、男女平等の視点に基づいた指導が行われなければなりません。

また、生涯学習の場においても、男女がともに主体的に多様な生き方を選択できるよう、男女平等観、男女共同参画に基づいた学習機会の提供が必要です。

家庭、学校、地域で行われる教育や学習が、男女共同参画を進める内容となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等教育を推進します。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

主要課題 1 教育現場における男女共同参画の推進

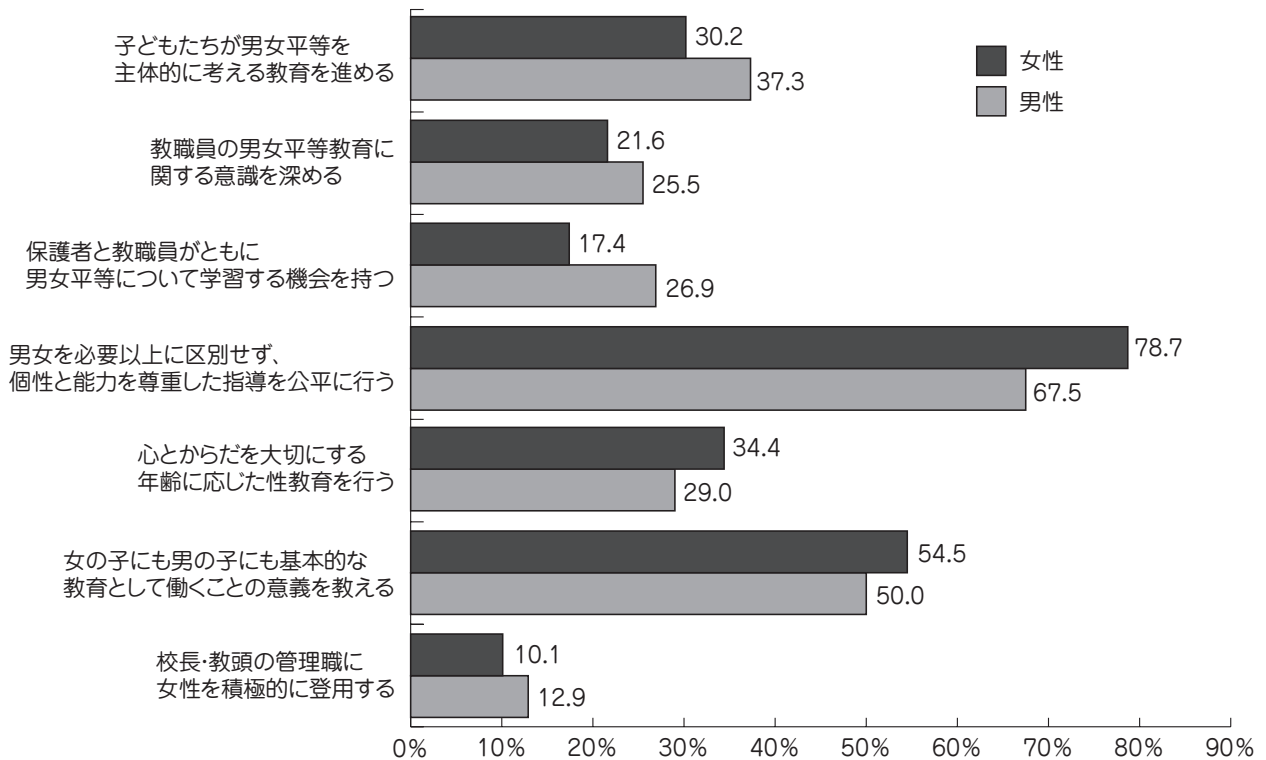
「高石市男女平等に関する意識調査」では、「学校」は他の分野に比べて、男女とも平等感の高い分野です。法律・制度上の男女不平等はありませんが、進路指導をはじめ、学校生活における教職員のなにげない言葉かけなどにより、固定的な男女の役割意識を知らず知らずのうちに伝達していることがあります。

子どもたちは、意図的に教育されることからだけでなく、周囲の大人のふるまいを無意識のうちに取り入れて、就学前の年齢で、すでに「男らしさ、女らしさ」のイメージを刷り込まれていることも多く見受けられます。子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を發揮して、男女が対等に活躍できるように、学校・幼稚園・保育所において配慮することが必要です。そのためには、教職員がジェンダーに敏感な視点をもつことが大切です。

また、教員の男女比に比べて校長、教頭の女性割合は低い状況です。

子どもたちが男女間の役割を固定的にとらえてしまうことにつながらないように、教職員自身の男女平等意識を高める研修や、職場の男女共同参画を積極的に推進します。

◇ 学校のなかで男女平等を進めるために必要なこと（高石市）



資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

◇ 市立小中学校の校長・教頭の女性割合（高石市）

	教員数			教頭数			校長数		
	全体 (人)	うち 女性(人)	女性 割合(%)	全体 (人)	うち 女性(人)	女性 割合(%)	全体 (人)	うち 女性(人)	女性 割合(%)
小学校	167	118	70.7	7	1	14.3	7	3	42.9
中学校	83	36	43.4	3	0	0.0	3	0	0.0

(平成18年5月1日現在) 資料出所：高石市教育委員会教育指導課

施策の方向23	学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進
----------------	--------------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
男女平等保育・教育に関する研修の実施	教職員の男女平等意識を高めるとともに、男女平等保育・教育に関する指導方法等の研修を充実します。	教育指導課 子育て支援課
男女平等保育・教育に関する研究の推進	指導方法や教材研究など教員による自主的な男女平等保育・教育の研究を推進し、指導力の向上を図ります。	教育指導課 子育て支援課
学校・園生活における男女共同参画の徹底	性別にかかわらず、リーダーの役割を担うなど、児童生徒の個性の発揮と能力向上の機会を作ります。	教育指導課 子育て支援課
進路指導における男女平等の徹底	本人の希望を尊重し進路の幅を広げるとともに、性別にかかわらず職業選択の可能性を提示し、幅広い職業観を育みます。	教育指導課

施策の方向24	教育現場の運営における男女共同参画の推進
----------------	-----------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
校務における男女共同参画の徹底	校務において男女教員が固定的役割分担になっていないかを点検し、男女共同参画を実践します。	教育指導課
女性教員への管理職受験勧奨	女性が管理職になることの意義を理解し、管理職試験を積極的に受験するよう促します。	教育指導課

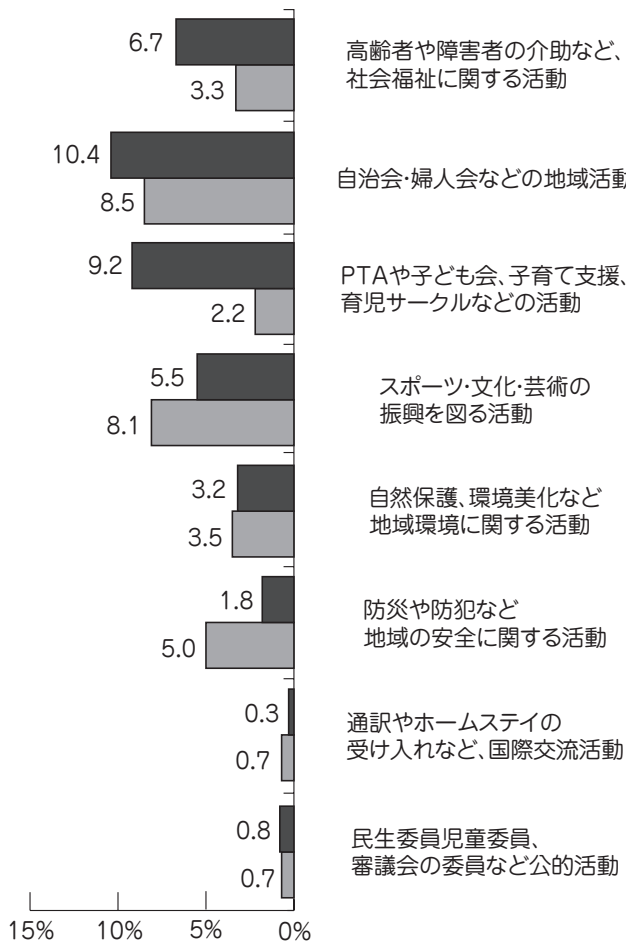
主要課題 2 生涯学習活動における男女共同参画の推進

生きがいや充実した生活を送るために生涯学習の重要性が高まっており、中高年層を中心に生涯学習活動が活発に行われるようになってきています。内閣府の「生涯学習に関する世論調査」（平成17年）によると、生涯学習活動を行っている人のうち半数近くが、自分の人生がより豊かになっていると感じており、生涯学習の機会として、公民館など身近な場所で講座や教室が充実されるとよいと答える人がもっとも多くなっています。

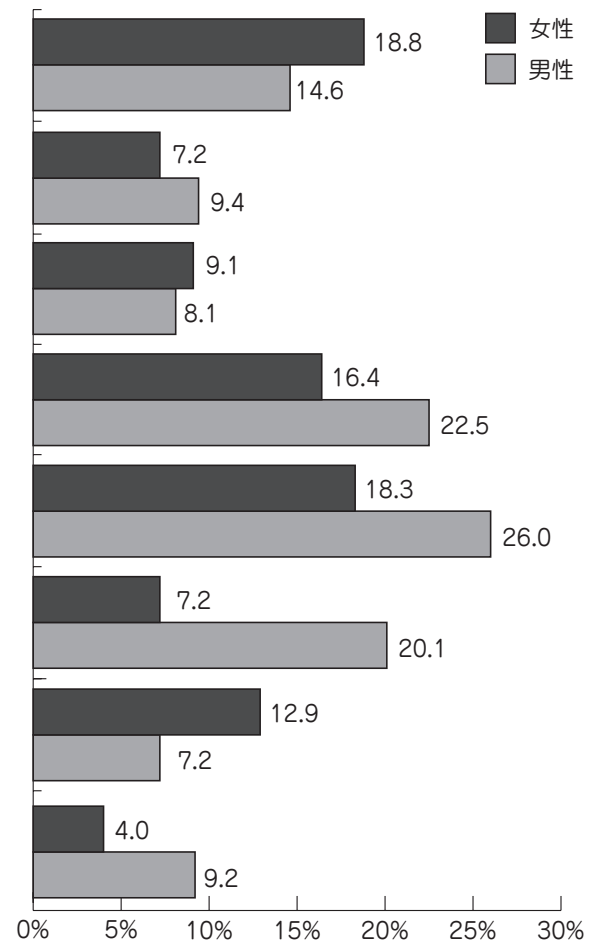
「高石市男女平等に関する意識調査」では、現在している社会的な活動の参加率に比べて今後してみたい活動の参加意向は高くなっています。

社会や人々の価値観が大きく変化する中で、社会活動や生涯学習を通してより豊かな生き方につなげていくために、男女共同参画の視点は欠かせません。生涯学習活動のさまざまな機会をとらえて、男女平等、男女共同参画の視点に立った内容を企画し、学習機会を提供します。また、女性がグループ活動を通して仲間をつくったり、情報収集などを行える活動拠点の整備を進めます。

◇ 現在している社会的な活動（高石市）



今後してみたい社会的な活動（高石市）



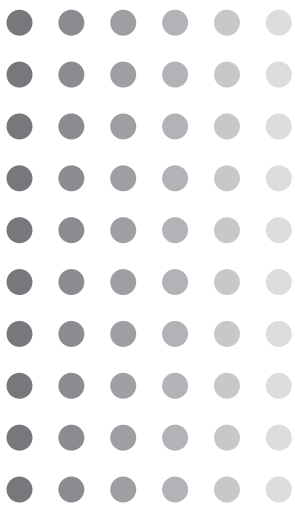
資料出所：「高石市男女平等に関する意識調査」（平成17年度）

施策の方向25	男女共同参画に関する学習機会の提供
----------------	--------------------------

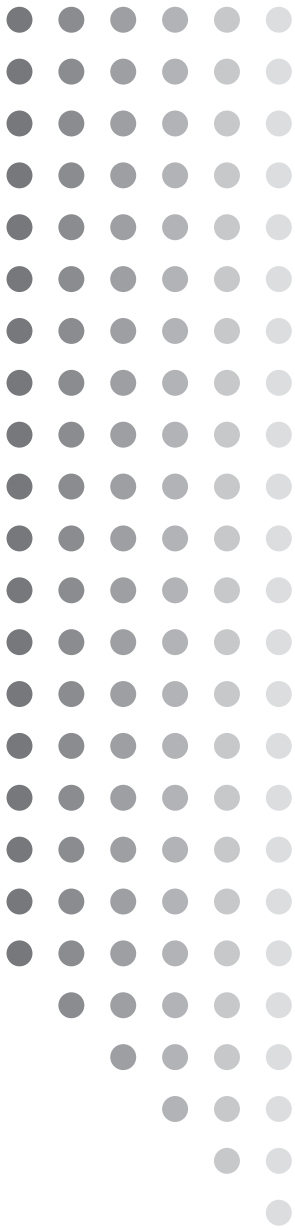
具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画講座の充実	男女共同参画講座の充実を図り、また、人権講座、生涯学習講座、出前講座等においても男女共同参画をテーマとして取り上げ、学習を進めます。	人権推進課 生涯学習課
男女共同参画に関する広報・情報提供	市民が主体的に男女共同参画についての学習を行えるよう、情報収集と提供を進めます。	人権推進課
性・年代を問わず参加しやすい生涯学習事業の推進	開催時間の配慮や一時保育実施など、誰もが参加しやすい条件を工夫します。	生涯学習課

施策の方向26	男女共同参画社会を実現する学習環境の充実
----------------	-----------------------------

具体的施策	施策の内容	担当課
女性のための活動の場の整備	女性がいつでも気軽に利用できる活動拠点を整備します。	生涯学習課 人権推進課
自主活動グループの育成と支援	市民の自主的な活動グループを育成し、活動の支援を行います。	人権推進課 生涯学習課
女性相談事業の充実	相談事業の周知を進めるとともに段階的に相談回数を増やすなど充実します。	人権推進課
男女共同参画関連図書の充実	男女共同参画関連図書の収集・PRに努めるとともに、貸し出し拡大を図ります。	図書館



資 料



1 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

目次
前文
第1章 総則(第1条~第12条)
第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策(第13条~第20条)
第3章 男女共同参画会議(第21条~第28条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思に
よって社会のあらゆる分野における活動に参画する機
会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、

社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、
共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するた
め必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対
し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取
扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんが
み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活
動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの
するように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族
の介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行
われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同
参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」と
いう。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に
関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総
合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

第3章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、

説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子差別撤廃条約 昭和60年（1985年）批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の

進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女

子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるもの

とし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教

育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保

することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生

の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを

約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間を合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、

国際連合事務総長に寄託する。

- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 高石市男女共同参画推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画社会実現のための諸施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するため、高石市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会実現のための計画の策定及びその実施に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、主宰する。

- 2 本部長に支障があるときは、あらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

(男女共同参画推進本部幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項について協議し、検討する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者で組織する。
- 4 総務部長は、幹事会の議長となり、必要に応じて会議を召集する。

(男女共同参画推進本部研究会)

第6条 幹事会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会は、幹事会会長が指示した事項について検討する。
- 3 研究会は、必要に応じ人権推進課長が召集し、構成員の互選により議長を定める。
- 4 研究会は、人権推進課長が推薦する職員で組織する。

(意見の聴取)

第7条 推進本部、幹事会又は研究会の会議において、本部長が必要と認める時は、男女共同参画についての学識経験のある者又は関係職員の出席を求めて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会の設置)

第8条 幹事会及び研究会は、専門的事項の調査又は研究をするため、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総務部人権推進課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

◇ 別表1 (第3条関係)

教 育 長
政策推進部長
総 務 部 長
保健福祉部長
土 木 部 長
議会事務局長
教 育 部 長

◇ 別表2 (第5条関係)

子育て支援担当理事
秘 書 課 長
企 画 財 政 課 長
経 済 課 長
人 事 課 長
市 民 課 長
環 境 保 全 課 長
人 権 推 進 課 長
社 会 福 祉 課 長
高 齢 ・ 障 害 福 祉 課 長
介 護 保 険 課 長
子 育 て 支 援 課 長
健 康 保 険 課 長
保 健 医 療 課 長
都 市 計 画 課 長
議 会 事 務 局 総 務 課 長
公 平 委 員 会 事 務 局 長
教 育 総 務 課 長
教 育 指 導 課 長
生 涯 学 習 課 長
人 権 教 育 推 進 室 長

4 高石市男女共同参画懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画施策の基本的な考え方と施策の方向を検討し、今後の総合的な男女共同参画施策の推進に資するため、高石市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 懇話会は、委員11人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長等)

第3条 懇話会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 懇話会の庶務は、総務部人権推進課において行う。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

5 高石市男女共同参画懇話会委員名簿

(敬称略・五十音順)

	石 田 弘 美	高石市民生委員児童委員協議会代表
	川 西 淳 子	高石市婦人団体協議会代表
	末 岡 依 枝 (07.02.06.退任) 西 村 伸一郎 (07.02.07.~)	高石市PTA連絡協議会代表
	高 橋 康 子	小中学校校長会代表
	高 見 陽 子	女性相談カウンセラー
	田 本 恵美子	高石市連合自治会代表
	西 中 隆	高石市人権協会代表
	西 山 文 子	高石市事業所人権教育推進連絡協議会代表
◎	肥 田 和 子	元堺市男女共同参画推進担当部長
○	宮 田 清 子	元岸和田市立女性センター館長
	森 園 ヤスエ	市民グループ‘NEXT’代表

(座長 ◎ 副座長 ○)

6 高石市男女共同参画計画策定経過

年 月	高石市男女共同参画懇話会	事 務 局
平成17年11月		「男女平等に関する意識調査」実施
平成18年 5月	男女共同参画懇話会の設置	男女共同参画推進本部の設置
6月		第1回男女共同参画推進本部会議の開催 現状施策の分析 「たかいし女性アクション・プラン」の 達成度調査
7月		関係各課ヒアリング
8月	第1回会議開催 ・委嘱状の交付 ・現状分析と課題	
9月		基本理念と体系案の作成
10月	第2回会議開催 ・基本理念と体系の検討	内容整理
11月	第3回会議開催 ・計画の内容の検討	第2回男女共同参画推進本部会議の開催
12月		
平成19年 1月		パブリックコメント実施
2月	第4回会議開催 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画最終案検討	第3回男女共同参画推進本部会議の開催
3月		計画策定

7 用語解説索引

■ エンパワーメント	3
■ 合計特殊出生率	10
■ サテライトオフィス	12
■ ジェンダー	39
■ 児童虐待	36
■ ストーカー行為	28
■ 性同一性障害	31
■ セクシュアリティ	31
■ セクシュアル・ハラスメント	26
■ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	19
■ DV防止法	28
■ デジタル・ディバイド	12
■ ドメスティック・バイオレンス（DV）	26
■ ファミリーサポートセンター	36
■ メディア・リテラシー	30
■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）	31

8

男女共同参画にかかわる年表

	世界	国	○大阪府 ●高石市
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年 ○「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)開催	○「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」(総理府)設置	
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の十年」スタート	○民法、戸籍法一部改正施行(婚氏続称制度新設など)	○労働部に「女性問題担当」設置
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○「国立婦人教育会館」開館	○「大阪府婦人問題推進会議」設置
1979年 (昭和54年)	○国連総会「女子差別撤廃条約」採択	○「婦人問題推進地域会議」開催	○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
1980年 (昭和55年)	○「国連婦人の十年中間年世界会議」(コペンハーゲン)開催	○「女子差別撤廃条約」署名	○企画部に「婦人政策係」設置
1981年 (昭和56年)	○ILO総会「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(156号)採択	○民法、家事審判法一部改正施行	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
1982年 (昭和57年)		○母子及び寡婦福祉法施行	○企画部に「婦人政策室」設置
1983年 (昭和58年)			
1984年 (昭和59年)	○「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)開催	○「第1回日本女性会議」開催	
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の十年最終年世界会議」(ナイロビ)開催	○国籍法、戸籍法一部改正施行 ○「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行 ○国民年金法一部改正施行	○「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		○「婦人週間40周年記念全国会議」開催 ○労働基準法改正施行	
1989年 (平成元年)	○国連総会「児童の権利に関する条約」採択	○新学習指導要領告示(中学・高校家庭科の男女必修化決定)	
1990年 (平成2年)	○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)策定	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ○審議会等女性登用目標率を25%に改定 ○「大阪府女性基金」設置
1992年 (平成4年)		○育児休業等に関する法律施行	○「婦人政策課」を「女性政策課」に改称
1993年 (平成5年)	○国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○パートタイム労働法施行	●「高石市女性行動計画検討委員会」設置 ●「男女平等に関する市民意識調査」実施
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択 ○国連総会「人権教育のための国連10年」決議採択	○「子どもの権利条約」批准 ○労働基準法等改正施行 ○「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」(総理府)設置 ○「男女共同参画推進本部」設置	○「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ○ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館 ●「高石市女性問題懇話会」設置

	世界	国	○大阪府 ●高石市
1995年 (平成7年)	○国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ○「第4回世界女性会議」(北京)開催 ○「北京宣言」及び「行動綱領」採択	○育児・介護休業法施行 ○「家族的責任条約」(ILO第156号条約)批准	○「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告 ●「たかいし女性アクション・プラン」策定
1996年 (平成8年)	○ILO総会「家内労働に関する条約」採択	○男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定	○大阪女子大学に女性学研究センター開設 ○「大阪府女性問題懇話会提言書」提出
1997年 (平成9年)		○「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画発表	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新女と男のジャンプ・プラン」策定
1998年 (平成10年)			○「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称
1999年 (平成11年)	○エスカップ「ハイレベル政府間会議」(バンコク)開催	○男女共同参画社会基本法施行 ○改正男女雇用機会均等法施行 ○改正労働基準法施行 ○児童買春、児童ポルノ禁止法施行	○「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催 ○「政治宣言」「北京宣言」及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)採択	○児童虐待防止法施行 ○ストーカー規制法施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	
2001年 (平成13年)		○「男女共同参画会議」「男女共同参画局」(内閣府)設置	○「大阪府男女協働社会づくり審議会」答申 ○「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称 ○「大阪府男女共同参画計画」(おおさが男女共同参画プラン)策定
2002年 (平成14年)			○「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ●「男女平等に関する職員意識調査」実施
2003年 (平成15年)		○「次世代育成支援対策推進法」成立 ○「児童福祉法」一部改正 ○「少子化社会対策基本法」成立	○「男女いきいき・元氣宣言」事業者制度創設 ○「大阪府男女共同参画審議会」答申
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)(ニューヨーク)開催	○「育児・介護休業法」一部改正 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」決定 ○「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「男女平等に関する市民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	○「大阪府男女共同参画計画改訂版」(改訂おおさが男女共同参画プラン)策定 ●「高石市男女共同参画推進本部」設置 ●「高石市男女共同参画懇話会」設置
2007年 (平成19年)			●「高石市男女共同参画計画」策定

高石市男女共同参画計画

2007年（平成19年）3月

発 行 高石市総務部人権推進課
〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号
TEL 072-265-1001（代表）
FAX 072-263-6116
